

佐久市特別養護老人ホームシルバーランドきしの  
短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護利用重要事項説明書 別紙

1. 介護サービス費

負担していただく費用は、介護保険負担割合証により1割・2割・3割のいずれかになります。

(1) 短期入所生活介護費

要介護度	居 室	介護報酬額
要介護 1	ユニット型個室	704 単位/日
要介護 2	ユニット型個室	772 単位/日
要介護 3	ユニット型個室	847 単位/日
要介護 4	ユニット型個室	918 単位/日
要介護 5	ユニット型個室	987 単位/日

(2) 介護予防短期入所生活介護費

要介護度	居 室	介護報酬額
要支援 1	ユニット型個室	529 単位/日
要支援 2	ユニット型個室	656 単位/日

(3) 加算

\*機能訓練体制加算 12 単位/日

機能訓練指導員を配置している。

\*夜勤職員配置加算(Ⅱ) 18 単位/日

夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を1人以上上回っている。

\*夜勤職員配置加算(Ⅳ) 20 単位/日

以下の要件に適合している場合

- ア 夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を1人以上上回っている。
- イ 夜勤時間帯を通じて、看護職員を配置していること又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置している。(登録喀痰吸引等事業者として都道府県登録)

\*看護体制加算(Ⅰ) 4 単位/日

常勤の看護師を1名以上配置している。

\*看護体制加算(Ⅱ) 8 単位/日

以下の要件に適合している場合

- ア 看護職員を常勤換算方法で入所者数が25又はその端数を増すごとに1名以上配置している。
- イ 最低基準を1人以上上回って看護職員を配置している。
- ウ 当該施設の看護職員により又は病院・診療所・訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間の連絡体制を確保している。

\*認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3単位/日

以下の要件に適合している場合

- ア 施設における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上。
- イ 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象の数が20人未満である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。

\*認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4単位/日

以下の要件に適合している場合

- ア 加算(Ⅰ)の基準のいずれにも適合すること。
- イ 認知症介護の指導にかかる専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症介護の指導等を実施していること。
- ウ 当該施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。

\*サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22単位/日

介護職員の総数のうち、介護福祉士が80%以上配置されている。または勤続10年以上の介護福祉士が35%以上配置されている。

\*若年性認知症患者受入加算 120単位/日

若年性認知症患者を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供した場合。

\*個別機能訓練加算 56単位/日

- ア 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員等が共同して、利用者の生活機能向上に資する個別機能訓練計画を作成している。
- イ 個別機能訓練計画に基づき利用者の生活向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、理学療法士作業療法士又は言語聴覚士等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供している。
- ウ 機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で個別機能訓練計画を作成し、計画的に利用しているものに対しては、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況を説明し、訓練内容の見直し等を行っている。

\*医療連携強化加算 58単位/日

(事業所要件) 以下のいずれにも適合すること。

- ア 看護体制加算(Ⅱ)を算定している。
- イ 急変の予測や早期発見のため、看護職員による定期的な巡視を行っている。
- ウ 主治医と連絡が取れない場合に備えて、あらかじめ協力医療機関を定め緊急やむを得ない場合の対応に係る取り決めを行っている。
- エ 緊急時の医療提供の方針について利用者から合意を得ている。  
(利用者要件) 以下のいずれかの状態であること。  
(ア) 喀痰吸引を実施している状態。

- (イ) 人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態。
- (ウ) 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養を実施している状態。
- (エ) 褥瘡に対する治療を実施している状態。

\*看取り連携体制加算 64単位/日

看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利用者又はその家族等に対して当該対応方針の内容を説明し、同意を得ていること。(死亡日及び死亡日以前30日以下について7日を限度。)

\*口腔連携強化加算 50単位/回

口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合。(1月に1回を限度)

\*生産性向上推進体制加算(Ⅰ) 100単位/月

見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、業務改善の取り組みによる成果が確認されている。

\*生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 10単位/月

見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、業務改善の取り組みを継続的に行っている。

\*緊急短期入所受入加算 90単位/日

利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が緊急に短期入所生活介護を受け入れることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合。(7日を限度。やむを得ない事情がある場合は14日を限度。)

\*送迎加算 184単位/回

利用者の送迎を行った場合。(片道)

\*療養食加算 8単位/回

医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する療養食(糖尿病食、心臓病食など)及び特別な場合の検査食を提供した場合。(1日3食を限度とし、1食を1回とする。)

\*認知症行動・心理症状緊急対応加算 200単位/日

医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に短期入所生活介護を行った場合。(利用を開始した日から換算して7日を限度とする。)

\*介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 月の所定単位(サービス費+算定する加算)×8.3%

\*介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 月の所定単位×2.7%

\*介護職員等ベースアップ等支援加算 月の所定単位×1.6%

\*介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 月の所定単位(サービス費+算定する加算)×14.0%

- ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)・介護職員等ベースアップ等支援加算について、令和6年6月以降は介護職員等処遇改善加算に一本化され終了となります。
- ※ 介護予防短期入所生活介護には、  
看護体制加算及び夜勤職員配置加算、看取り連携体制加算は算定されません。
- ※ 緊急短期入所受入加算は、  
認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は算定しません。

(4) 食費・滞在費

料 金 の 種 類	利用者負担段階	1 日 当 た り の 金 額	
		令和6年7月まで	令和6年8月から
食 費 「食材料費+調理コストに相当する費用」	第1段階認定者	300円	300円
	第2段階認定者	600円	600円
	第3段階①認定者	1,000円	1,000円
	第3段階②認定者	1,300円	1,300円
	認定者以外	1,445円	1,500円
滞 在 費 「施設の利用代(原価償却費)+電気、ガス、水道等の光熱水費に相当する費用」	第1段階認定者	820円	880円
	第2段階認定者	820円	880円
	第3段階①認定者	1,310円	1,370円
	第3段階②認定者	1,310円	1,370円
	認定者以外	2,006円	2,070円

※ 食費内訳 朝食370円・昼食480円・夕食460円・おやつ135円

(令和6年8月以降は朝食390円・昼食500円・夕食470円・おやつ140円)

入所、退所等により1日の喫食数が3食未満の場合、食事の金額の合計となります。

(第1～第3段階の方は、合計金額の低い方を適用)

2. 利用者負担段階について

第1段階認定者	本人および世帯全員が住民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者
第2段階認定者	本人および世帯全員が住民税非課税であって、合計所得金額+課税年金収入額+遺族年金・障害者年金が80万円以下
第3段階①認定者	本人および世帯全員が住民税非課税であって、合計所得金額+課税年金収入額+遺族年金・障害者年金が80万円超120万円以下
第3段階②認定者	本人および世帯全員が住民税非課税であって、合計所得金額+課税年金収入額+遺族年金・障害者年金が120万円超

・ 上記に該当される方は、市役所高齢者福祉課または各支所市民福祉課窓口で申請し交付された「介護保険負担限度額認定証」を施設へ提示してください。

・ 上記に該当される方でも次のいずれかに該当する場合は減免の対象外となります。

市民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が市民税課税の場合

市民税非課税世帯(世帯分離している配偶者も非課税)でも預貯金等が以下の金額を超える場合(預貯金等が減少して要件を満たすようになった場合は申請にて対象となります。)

合計所得金額+課税年金収入額+遺族年金・障害者年金が80万円以下(第2段階)	単身	650万円
	夫婦	1,650万円
合計所得金額+課税年金収入額+遺族年金・障害者年金が80万円超120万円以下(第3段階①)	単身	550万円
	夫婦	1,550万円
合計所得金額+課税年金収入額+遺族年金・障害者年金が120万円超(第3段階②)	単身	500万円
	夫婦	1,500万円

